

澁川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

令和4年7月臨時会
(7月12日)

澁川地区広域市町村圏振興整備組合議会事務局

目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
議事日程第1号	3
開 会	4
開 議	4
諸般の報告	4
日程第 1 会期の決定	5
日程第 2 会議録署名議員の指名	5
日程第 3 議案第 9号 財産の取得について	5
日程第 4 議案第10号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）	14
閉 議	17
管理者挨拶	17
閉 会	17

令和4年7月渋川地区広域市町村圏
振興整備組合議会臨時会会議録

第1日

令和4年7月12日（火曜日）

出席議員（15人）

1番	金谷康弘	議員	2番	清水健一	議員
3番	山崎正男	議員	4番	岩崎信幸	議員
5番	安力川信之	議員	6番	小山久利	議員
7番	南千晴	議員	8番	中澤広行	議員
9番	山崎雄平	議員	10番	茂木弘伸	議員
11番	須田勝	議員	12番	望月昭治	議員
13番	角田喜和	議員	14番	小池春雄	議員
15番	石倉一夫	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	高木勉	副管理者	柴崎徳一郎
副管理者	真塩卓	事務局長	木村毅
消防長	星野光一	副消防長兼 消防署長	南安彦
副消防長兼 警防課長	山田知巳	消防本部長	角田泰紀
会計管理者	生方茂樹	総務課長	熊迫奈緒美
事業課長	外丸正一	清掃センター長	荒井一浩
環境クリーン センター所長	永井茂久	消防本部長	狩野設衛
消防本部総務課 施設整備室長	根井邦彦	総務課長	石田徹
消防本部総務課 庶務係長	藤木雅	企画財政係長	山本豊彰
事業課施設係長	関口剛士	事業課管理係長	

事務局職員出席者

書	記	長	平	澤	和	弘	書	記	都	丸	健	一
書		記	荻	野	隆	寿	書		鶴	卷	大	輔
書		記	石	坂	勝	義						

議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和4年7月12日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会期の決定
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 議案第 9号 財産の取得について
 - 第 4 議案第10号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）
（提出者説明、質疑、討論、表決）
-

会議に付した事件

議事日程に同じ

議長（望月昭治議員） おはようございます。

会議に先立ち、7月8日午前11時30分頃、安倍晋三元総理大臣がお亡くなりになりました。皆様方に黙
祷をお願いいたしたいと思います。

書記長（平澤和弘） それでは、皆様、ご起立をお願いいたします。

それでは、1分間の黙祷をお願いいたします。

黙祷。

（黙 祷）

書記長（平澤和弘） 黙祷を終わります。ご着席願います。

議長（望月昭治議員） ありがとうございます。

開 会

午前10時01分

議長（望月昭治議員） これより令和4年7月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会を開会いたし
ます。

ただいまの出席議員は15人で、議会は成立しました。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係職員の出席を求めます。

議場での質疑及び答弁について、皆様をお願いいたします。新型コロナウイルス感染症対策に伴い、マ
スクを着用したままでの発言をお願いいたします。

以上、ご協力のほどお願い申し上げます。

開 議

午前10時02分

議長（望月昭治議員） これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

諸 般 の 報 告

議長（望月昭治議員） 日程に先立ち、この際諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会期の決定

議長（望月昭治議員） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（望月昭治議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において6番、小山久利議員、8番、中澤広行議員を指名いたします。

日程第3 議案第9号 財産の取得について

議長（望月昭治議員） 日程第3、議案第9号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

星野消防長。

（消防長星野光一登壇）

消防長（星野光一） おはようございます。ただいまご上程いただきました議案第9号 財産の取得につきまして提案理由及び議案の内容をご説明申し上げます。

一般議案書の1ページをお願いいたします。初めに、提案理由を申し上げます。渋川広域消防署東分署に配置し、9年が経過する救急自動車を更新しようとするものであります。

次に、議案の内容についてご説明申し上げます。次の財産を取得したいから、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

1の取得する財産は、災害対応特殊救急自動車1台、高度救命処置用資機材であります。

2の契約の方法については、指名競争入札であります。

3の取得金額については3,538万7,000円で、消費税及び地方消費税が込みの金額でございます。

4の契約の相手方は、群馬県高崎市東町80番地、群馬トヨタ自動車株式会社法人部GM、狩野俊貴であります。

3ページをお願いいたします。議案第9号参考資料1は、入札状況を示したものでございます。

物品名については、災害対応特殊救急自動車、高度救命処置用資機材であります。

契約の方法は、指名競争入札であります。

入札年月日は令和4年6月16日、指名業者は4者、入札参加業者は1者でありました。

入札回数は1回であります。

なお、指名業者については契約検査課で指名しております。

落札業者は、群馬県高崎市東町80番地、群馬トヨタ自動車株式会社法人部GM、狩野俊貴であります。

予定価格は3,968万7,861円、落札価格は3,538万7,000円で、納入期限は令和5年3月13日であります。

予定価格の積算については、予算執行伺い時参考見積もりを2者から徴取し、最低見積金額を基に設定しております。予算執行伺い時の見積もり徴取業者2者は、入札参加業者に含まれております。

5ページをお願いいたします。議案第9号参考資料2は、災害対応特殊救急自動車、高度救命処置用資機材の仕様概要であります。5ページは配置先、車両の主要諸元、5ページから7ページは主要ぎ装、無線装置等、8ページから10ページは高度救命処置用資機材等、11ページは車両5面図でございます。

以上で議案第9号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（望月昭治議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番、角田喜和議員。

（13号角田喜和議員登壇）

13番（角田喜和議員） おはようございます。それでは、提案されました議案第9号 財産の取得について質疑をさせていただきます。

ただいま消防長から説明がありましたが、その中で予定価格の算出根拠について、予算計上のその際に参考見積もりということを取ったという話がありました。これについて、業者にはじかせただけなのか、また、この内容については例えば参考資料の8ページ、9ページ、10ページの中にありますが、専門的な品名について納品業者、そこに入る業者等が指定をされております。こういったものでいけば、業者から見積もりを取ることも可能ではないかと思いますが、その辺事務局として、広域組合として徴取したことがあるのか、その辺について質疑をさせていただきます。

また、この際審議の中で必要でありますので、議長に取り計らいをお願いしたいと思っておりますが、本日この入札に当たりまして指名業者数が4者（圏内業者1）ということでありましたが、この入札調書についてこの際質疑の中で審議で必要なので、資料請求をしたいと思っておりますので、よろしくお計らいをお願いいたします。以上、1点目です。

議長（望月昭治議員） ただいま13番、角田喜和議員から資料請求の要求がありました。

お諮りいたします。本件資料については、議会として資料請求をすることにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) ご異議なしと認めます。

よって、本件資料については議会として資料請求をすることに決しました。

それでは、直ちに本件資料について提出をお願いいたします。

休 憩

午前10時11分

議長(望月昭治議員) この際、暫時休憩いたします。

再 開

午前10時13分

議長(望月昭治議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

当局の説明を求めます。

消防長。

(消防長星野光一登壇)

消防長(星野光一) 先ほどの角田議員の質疑に対する回答をさせていただきます。

まずは予算額についてですけれども、県内取扱い可能業者2者から見積もりを徴取し、最低価格を予算計上いたしました。また、救急車両と高度救命処置用資機材につきましては一括で購入しております。その理由につきましては、車両をぎ装する際に仕様書に基づく高度救命処置用資機材を限られたスペースに使いやすく確実に配置、収納するためには設計段階で綿密な調整が必要になるほか、一括で購入することによる総体価格の低廉化が見込まれるためです。お手元に配付させていただいております資料も見積もり業者に配付しまして、そこから予算を計上しております。また、単品ごとの見積もりについては徴取はしておりません。理由につきましては、先ほど述べさせていただいたとおりです。以上でございます。

議長(望月昭治議員) 13番。

13番(角田喜和議員) 答弁いただきました。それでは、質疑をいたします。

ただいま指名業者については2者の見積もりをしたと、それは提案説明の中でも聞きました。それでは、2者の見積もりを出させた業者名並びに見積もりが出てきた金額はお幾らだったのかお示しをいただきたいと思います。

それと、説明の中で資機材については一括として発注したということですが、私が1問目で聞いたのは見積もりを取った業者は2者と分かりました。それに対して、組合として一括の資機材について、例えばメインストレッチャーにしろ、スクープストレッチャーだとかいろいろありますが、これについて

はどういう形式でどこの会社で作ったものなのかというのが出ていますよね。それについて、組合として見積もりを取るなり、これ仕様書に載っているのですから、これの根拠になるものというのは一切一括で指定しただけで、組合としては見積もりを取らずに業者に丸投げしたのですか。私が言っているのは、やっぱり行政として、組合としてできる見積もりはしっかりとやるべきではないかと思うので、今回質疑をしています。それが全くなくて、そこのスペースで収まるもので発注をかけたというのはちょっとおかしいと思いますので、その辺について2問目ですが質疑をいたします。

それと同時に、今回入札調書が出てきました。それで、この落札業者1者でほかの業者は辞退をしていますが、この辞退についてはどんな理由かというのはお聞きになっていますか。そのところについて2問目で質疑をいたします。細部にわたってですが、よろしく答弁をお願いいたします。

議長（望月昭治議員） 山田警防課長。

（副消防長兼警防課長山田知巳登壇）

副消防長兼警防課長（山田知巳） 先ほどの角田議員の質疑に対しましてお答え申し上げます。

見積もりですけれども、業者のほうから一括でいただいておりますけれども、単品ごとの品目ごとの見積もりを比較いたしまして、個別には確認をしております。単品ごとに別の業者からいただいているということはありません。

業者の辞退の理由ですけれども、辞退の理由につきましては確認は取っておりません。以上です。

議長（望月昭治議員） 木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 予算編成時の2者の業者名と金額ということでご質疑をいただいております。業者名につきましては、この場でお答えはできるかと思いますが、金額につきましては情報公開に準じた取扱いをしたいと考えております。議会として資料請求をいただいた上で、回答内容の検討をさせていただいてお答えをしたいと思います。見積もりをいただいた業者につきましては、群馬日産自動車と群馬トヨタ自動車ということで聞いております。以上であります。

議長（望月昭治議員） 13番。3回ではなくて、2回目ので質疑してください。

13番（角田喜和議員） 答弁漏れだったので、改めて議長、お願いしたい。今の事務局の説明では、見積もりを取った2者について幾らであったのかというのは情報公開に基づくものであるので答えられないということ。だって、これは本会議場でそれを審査する段階でどうなのだと聞いているのにそれが答えられないのでは審議しようがないでしょう。これは、マル秘でも何でもないではないですか。それに基づいて渋川市は予定価格を決めたのでしょうか。それも少ないほうの業者の数字を参考に決めましたと言っているのですよ。答弁で。ですから、その中身についてどうなのですかと聞いたのに、それは出せませんでは審議できませんよ。議長、もう一度これについてはしっかりと答弁してもらうように議長のほうからもお願いをいたします。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

休 憩

午前10時24分

議長（望月昭治議員） 休憩いたします。

再 開

午前10時36分

議長（望月昭治議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

13番議員の質疑に対する答弁を求めます。

局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 先ほど角田議員のほうから予算編成時の見積額ということで資料請求のお話をさせていただきましたが、口頭でよろしければお答えをさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

事務局長（木村 毅） 2者ということでございますが、群馬トヨタ自動車株式会社につきましては3,971万9,000円でございます。もう一者、群馬日産自動車株式会社につきましては4,309万2,000円となっております。以上であります。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 入札、これについては予算の見積もり徴取をした2者について、1者が辞退した理由については分からないという答弁で、2問目、次に入札見積もりについての質疑をいたしました。これについて、当初は情報公開で駄目という、情報公開で出しているところは本来本会議中ですから、この場で明らかにするのが当然のことだと思います。これについて、口頭ではありますが、群馬日産自動車株式会社が4,309万2,000円、群馬トヨタ自動車株式会社が3,971万9,000円というふうに見積もりが出ていたということはここで確認が取れました。本来こういった入札調書なんかについては質疑、資料請求をされて出すものではなく、しっかりと審議の中で本来ならば議案書の中に一緒に出して、こういうことで出てきましたので、ぜひお願いします、審議してくださいというのが本来の役割ですよね。それが質疑をしなければ出ない、質疑をしても拒む、こんなことが本会議の中であってはならないと私は思います。

3問目ですから、具体的に聞かせてもらいます。こういう中で、ちょっと古いのですが、前回のこの災害対応特殊救急自動車、これについては平成30年7月13日の臨時議会でもありました。そのときには、指名業者数6者で、圏内というか、渋川広域圏内1者があって、その落札した業者が圏内業者、渋川市に支店を持つ業者が落札したという経過があります。今回は指名業者数が4者に減ってしまって、そのほか2者が県外、3番、4番については東京本社、あともう一つが、株式会社赤尾東京本社並びに株式会社サムライコネクションというのが辞退しています。これについて、本来であればもっと公平にいく、ですから指名競争入札についてはもう少し広げてやるべきではなかったのかと思います。今回その算出根拠となった

見積もり業者の1者が辞退してしまったというのは、やはり本来あるべき姿ではないなというふうに見ただけでも私は感じています。やっぱり入札については、複数業者の入札で初めて競争して、指名競争入札の中で競争原理が働かなければならない事案ではないかと思います。これについて、私のほうからは数字は分かりましたが、指名業者の指名についてほかにも指名参加願等々が出ていたのではないかと思います。この辺について業者の指名になった状況等々が分かれば、お示しをいただきたいと思います。以上です。

議長（望月昭治議員） 消防長。

（消防長星野光一登壇）

消防長（星野光一） 先ほどの角田議員のご質疑に回答させていただきます。

まず、指名業者数が4者の理由についてですけれども、国内の自動車製造メーカーで救急自動車を製造しているのはトヨタ、日産の2者のみであり、取扱い可能な業者は限られている状況にあります。渋川市物品等入札参加資格者名簿の中から取扱いの可否について調査を行った結果、取扱い可能な業者が4者のみであったため、渋川市契約規則第18条ただし書の適用となったものでございます。なお、この名簿ですけれども、物品の販売、車両類、県内、県外、そして救急用自動車で絞ったところ、15者でありました。この15者に救急車の販売について聞き取り調査を行い、4者から取扱い可能な返答があったものでございます。

また、3者辞退しておりますところの入札の関係でございます。これにつきましては、渋川広域組合の財務規則は渋川市の財務規則等の規定の例によるというものがございます。渋川市につきましては、指名競争入札における1者応札の可否について定めがございません。落札者の決定につきましては、有効な入札を行った者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とするという文言がございます。また、広域圏内、吉岡町、榛東村につきましては、吉岡町ですけれども、指名競争入札では1者応札の場合は中止としているとのことでございます。また、榛東村につきましては指名競争入札では1者応札の場合無効としているとのことでございます。さらに、群馬県につきましても群馬県競争入札心得にあります、契約担当者は入札において次の各号の一に該当する入札は不調とする、これは12条でございますけれども、その1項第4号で辞退等により入札参加者が1者となったとき（ただし一般競争入札を除く）という決めがございます。再びの説明になりますけれども、渋川市の財務規則等につきましてはその定めがございません。以上でございます。

議長（望月昭治議員） 14番、小池議員。

（14番小池春雄議員登壇）

14番（小池春雄議員） 今角田議員と当局のやり取りを聞いていて、ちょっと変だなというふうには思いましたので、何点か質疑しますけれども、まず第1点目でありますけれども、予定価格につきまして2者から見積もりを取ったという中におきまして、群馬日産とトヨタということで、群馬日産は幾らでしたかという質疑をしましたら事務局のほうでそれは回答できないと、これは情報公開によって求めてくれという回答がありましたけれども、こういうばかげたことをこの広域組合でやっているといいのかわかりません。2者があって、1者が幾らで、もう片方が幾らだったと、それで結果こうなりましたというのが本来であって、先ほど事務局長がそれは情報公開で出してくれと、ここでは答えられないと、こういうこと

を言ったのです。そんなことが本当に許されるのかどうかという。議会ですから、このことを審議するのに。今度は再度また質疑されて、書いたものでは出さないけれども、口頭でなら示せると、こんなことはあり得ないでしょう。むちゃくちゃでしょう。

それと、もう一点、指名参加願が4者あって、それで1者が参加して、3者が辞退したと。見積もりをしたところまで辞退したって、これはどういうのですか。ともすると、これ談合か何かなのではないですか。ということになれば、渋川広域組合として大きな損害を受けるということになると思うのです。これ何でもなかったら、4者入っているなら何でもないですけども、3者も、ここでいう参考見積もりをした業者までが辞退すると。あり得ないことが起きているわけですよ。こういう場合は、県でも、ほかの町村でもこの場合には無効としていると。にもかかわらず、渋川市がこれは有効だからこれでいいのだというところがどこおかしいのではないかと思うのです。ここについて明確な回答を求めます。

議長（望月昭治議員） 木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 私のほうから、資料請求につきましてご質疑についてご回答したいと思います。

議員のほうから事前に質疑をしたいというようなお話をいただいた上で私どものほうは市の契約管理課、広域組合では契約検査課でございます、資料を提示していいかと事前に照会等をさせていただいてるところであります。その上で、情報公開の取扱い等準じて取り扱ったほうがよろしいでしょうという内部のほうの決定を受けた上で、手続をいただいた上で回答をさせていただくというお答えをさせていただきました。しかしながら、審議の中で審議が進まないということでありましたので、改めて契約検査課のほうに確認をいたしまして、口頭でしたらばということで今回お答えをした次第でございます。やはり資料のほうにつきましては、個人が請求するに当たりまして情報公開請求という手続を取っておりますので、それに準じた取扱いをしていかなければならないと。しかしながら、審議の中でどうしてもその場で分かりたいというようなことは内部でよく協議をした上で、できるものは出していくというような形でいきたいと思っております。

議長（望月昭治議員） 星野消防長。

（消防長星野光一登壇）

消防長（星野光一） 私からの回答ですけども、先ほど3者が辞退したということの回答になります。これにつきましては、警防課長も申し上げておりますけれども、指名した4者のうち3者から事前に辞退届が提出されました。そして、辞退の理由については、こちら先ほど警防課長申し上げたように不明でございます。そして、入札については先ほど申し上げましたように、適正に実施されておるということをお知らせいたします。以上です。

議長（望月昭治議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 事務局長が先ほどの角田議員の質疑に対しまして、参考見積もりについて契約検査課が駄目だと言った。どこにそういう決まりが書いてあるのですか。どこにあるのですか、そんなのが。ここは議会ですよ。皆さんが責任を持って出している議案に対して議会が幾らだと、どうなっているのだと言ったら、そのことが答えられないと言うからますます疑問が湧くのですよ。議会までも情報公開請求の対象になるのですか。個人ならばまだそういうことがあるかもしれませんが、ここは議会でしょ

う。この広域組合の最高意思決定機関でしょう。ここが審議するに当たってそんなばかげたことがあるのですか。私は聞いたことがない。そうであれば契約検査課でどこでどういう規約で、決まりでそうなるって駄目なのだとすることをまずはっきり示してくれ。どこでいわゆる法律、条例に照らし合わせてそれを上回る規律は全て無効ですからね。そこが法律にあるならそれはそれまでです。皆さんが決めた規約が間違っていればそれは無効なのですよ。この議会を上回る条例か何かで決めて、議会でも決めたというものはないと思うのです。意思決定機関ですから、議決機関ですから、議決するに当たって求められたものに答えられなければ最高意思決定機関ではないでしょう。どこかの附属機関になってしまう、議会が。私はそれと消防長が規約どおりという、適正にという話がありましたけれども、先ほど言いましたように参考見積もりをした業者までが無責任にそこが辞退をすると、これでは競争原理が働かないでしょう。これだって指名競争入札だから、競争入札なのです。競争は少数でも競争でしょう。見積もりをした人で辞退してしまったら、これはちょっと変だなというふうに思うのが常識ですよ。これが何となく人の金だから右から左へ出してしまうえばいいという考えではないでしょう。この金というのは、広域圏の大事な金なのです。これが法律や条例、規則に照らして、そしてまた内容も十分照らして適正に行われているかどうかということ判断するのがこの場なのです。皆さんのほうは責任を持って、これは変だなというものがあったら堂々と答えられるというのでないとうまくないでしょう。渋川市の規約がこうなっているというのではなくて、吉岡、榛東を見た、そういうのは駄目だと、県でも駄目だという事例なのです。そうであればそうであるほど、皆さん慎重にならなければ駄目でしょう。そこへ持ってきて、参考見積もり金額を示してくれと言ったら、それはここでは言えないとか、見積もりした人が入札には参加しないで下りてしまったと、聞いているとおかしなことがあり過ぎるではないですか。そんなのでいいのですか。何点か聞きましたけれども、そのところをまずはっきり教えてください。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 資料請求の件についてお答えをしたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、広域組合といたしましては資料請求をいただいた上で決定を回答することが基本でございますけれども、先ほど来議員がおっしゃられるとおり、審議の資料として必要かどうかという部分でございますので、事前にその辺をお示しできるかどうかをよく今後は担当部局等と協議しながら対応をしていきたいと考えております。

議長（望月昭治議員） 消防長。

（消防長星野光一登壇）

消防長（星野光一） 先ほど小池議員からご指摘いただきました4者中3者が辞退したということでございますけれども、おっしゃるとおり理解に苦しむところはあると承知しております。しかしながら、先ほどおっしゃった談合があったかと、そちらにつきましても不明でございますし、先ほど再三申し上げております1者でも入札が成立するという事になっておりまして、今回に至りました。今後につきましては、十分このようなことが行われないように適正に事務を進めてまいりたいと思います。以上です。

議長（望月昭治議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 私先ほど事務局長に、契約検査課に聞いたというあれなのですけれども、それを議

会に示せないという文書がどこにあるのですかと、あったらそれを示せと言ったのです。そういうふう
言ったのです。これからどうのという話をしていないのです。あなたのほうからそれが出せない
と言ったから、この議会で出せないというから、そんな決まりが契約検査課のどこに、ただし書でも何
でもいいですよ、あるのですかと、法律上にも照らし合わせて、それがあればそんなの無効ですよ。
そこのところを皆さんが隠したがるから聞いたら、答えるのが嫌だと言うから何でだろうと思うの
です。おかしいでしょう。議会にもそれは出せないと、口頭なら言えると、最初は出せないと
言ったものが、休憩取って、今度口頭なら言えると。駄目なものだったら口頭だ
って言えないのです、駄目なのだから。今後気をつけるとか、そういう問題ではない
のですよ。出せない決まりがどこにあるのだから、まずそれを出してくれと言った
のです。それを出してくださいよ。やっぱり何点かそういうこの契約についてストレ
ートに皆さんのほうから回答すれば何の疑問も持たないのですよ。そういうことを
言うから、こちらでいろいろな疑問を持つのですよ。その疑問を払拭するためには
はっきり言ってください。どこで議会には出せないのだというのがあるのだから、
どうなのだから。そんなことがないにもかかわらず、それを皆さんが出せない
ということになれば何か裏でしているのではないかというふうには思いたがる
のです。当たり前ではないですか。あるならそれを示してください。

議長（望月昭治議員） 局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 資料を出せないということでご返事をしたというような意識は私どもは
ございません。資料請求にのっとり、手続を取った上で判断をして、出せるものでしたら
お出しをいたしますということでお答えをしたつもりでございます。この案件に限らず、
資料につきましては内容を確認した上で、その情報が出せるかどうかというのを判断
した上でご回答をさせていただきたいということでございますが、やはり議案の審査の
部分で事前にこういうところは出したほうがいいのではないかとということで協議
をした上で準備をすることは可能かと思っております。この場ですぐというような形
になりますと、資料請求、行政の情報公開請求にのりつった形で広域組合も取
扱いをやっておりますので、そのようなご返事になってしまいました。議案を審査
するに当たって、資料等を事前に内容を確認した上で、この情報は出せるかどう
かという準備はもちろんできるかと思っておりますので、今後対応をそのような形
で考えていきたいと思っております。

（「議長、ちょっと休憩してください」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） 何で休憩するの。休憩の意味が分からない。今事務局長の
答弁をよく聞きましたか。事務局長は、この書類が出せないのではない、ちゃん
とした手続を取ってしてくれば書類でも何でも文書で出せると言っているわけ
で、今日の今日でこれは私は即答では出せないと、それで違うほうのやつは
事務局のほうを用意して出ているわけだから、その辺をちょっと小池議員、よく
胸に手を当てて考えてください。

（「質問で出されたものでしょう」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） 小池君は3問終わりでしょう。

（「そうだよ。だからさ、どういうところで駄目なんだか答えてくれと言ったらそれ
言っていないじゃないですか」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） 3問目終わりました。

（「どこでどういう決まりがあるか、それで終わりでしょう。どこでどういう決まりがあつて出さないんですかと聞いているんだから、そのことを答えてくれと言っているんだから」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） どこでどういうときに出せないかというのは、手続を出していないから出せないのでしょう。答えています。

局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 議会の資料の提出に関しましては、情報公開請求にのっとり取扱いを広域組合では行っているということで先ほど来お答えをしております。先ほど角田議員のほうから資料請求ということでもいただきましたので、手続的には議会を通して資料請求をいただいた上で判断をして、回答できるものなら回答いたしますというようなご返事をさせていただいたところでございます。できないということではございません。また、何度も申し上げますけれども、今後審議のために必要かというような内容を精査いたしまして、事前にこのものなら出さなくてはならないかというような資料につきましてはこちらのほうですぐ対応できるような準備を今後はしていきたいと思っております。

議長（望月昭治議員） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第9号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第10号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）

議長（望月昭治議員） 日程第4、議案第10号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

高木管理者。

(管理者高木 勉登壇)

管理者(高木 勉) ただいまご上程をいただきました議案第10号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、消防署東分署を更新整備するため、令和5年度まで2か年の建設事業を予定する予算、また電気料金の高騰により清掃センター等高压電力を使用している4施設の電気料を増額する予算であります。なお、充当財源につきましては地方債及び市町村負担金で措置をいたしました。

内容等につきましては、事務局長からご説明申し上げます。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長(望月昭治議員) 続いて、議案の説明を求めます。

木村事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) 議案第10号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

補正予算関係議案書の1ページをお願いいたします。令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによりたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億885万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億3,245万6,000円としたいと思います。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によりたいと思います。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によりたいと思います。

第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正によりたいと思います。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正は債務負担行為の追加であります。消防庁舎建設等事業は、限度額を2億9,255万7,000円とするものであります。これは、消防署東分署庁舎建設工事請負契約について令和4年度から5年度まで、年度を越えての工事期間が必要なことから総事業費4億8,607万9,000円のうち令和5年度分の事業費を限度額として設定するものであります。

5ページをお願いいたします。第3表、地方債補正は地方債の変更であります。起債の目的欄、消防庁舎建設等事業であります。これは、消防署東分署建設整備に向けた工事請負費等の財源であり、限度額を2億3,350万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。これによる補正後の限度額の総額は、最下段の合計のとおり2億6,990万円となります。

8ページ、9ページをお願いいたします。2の歳入につきましてご説明申し上げます。なお、これからの説明は款項目につきましては左側のページを、節、説明欄につきましては右側のページをご覧くださいと思います。

1款分担金及び負担金1項2目2節の説明欄、ごみ処理施設運営費は1,202万8,000円の増額であります。これは、清掃センター及びエコ小野上処分場の電気料の増額分に充当するものであります。3節の説明欄、し尿処理施設運営費は300万3,000円の増額であります。これは、環境クリーンセンターの電気料の増額分に充当するものであります。

4目1節の説明欄1行目、常備消防費は29万5,000円の増額であります。これは、消防本部本署の電気料の増額分に充当するものであります。説明欄2行目、消防施設費は763万2,000円の増額であります。これは、消防庁舎建設等事業の充当財源であります。

10款組合債につきましては、5ページの第3表、地方債補正において説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。3の歳出についてご説明申し上げます。3款衛生費2項1目ごみ処理施設費の説明欄、清掃センター管理事業は1,202万8,000円の電気料の増額であります。

3目し尿処理施設費の説明欄、環境クリーンセンター管理事業は300万3,000円の電気料の増額であります。

また、5款消防費1項1日常備消防費の説明欄、消防庁舎管理事業の電気料は29万5,000円の増額であります。

ここで電気料の増額につきましてご説明をいたします。広域組合では、高圧電力を使用する清掃センター、エコ小野上処分場、環境クリーンセンター、消防本部本署、しらゆり聖苑の5施設の電気需給契約につきまして令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間の使用期間で小売電気事業者、いわゆる新電力事業者に対しまして見積もり合わせを実施いたしました。しかし、燃料価格の高騰等によりまして全者辞退となり不調に終わりました。また、現契約者でもある東京電力エナジーパートナーにも契約延長等の協議を行いましたが、合意が得られませんでした。小売電気事業者との契約が成立しない場合は、電気事業法の規定に基づきまして東京電力の一般送配電事業者、東京電力パワーグリッドというところではありますが、そちらと契約することとなります。電気料単価が上昇する分について増額補正をお願いするものであります。

続きまして、2目消防施設費の説明欄、消防庁舎建設等事業は1億9,353万2,000円の増額であります。これは、消防署東分署の建設整備に向けた建設工事監理業務委託の前払い金273万3,000円及び東分署の建設工事費の前払い金1億9,078万9,000円を計上するものが主な内容であります。

以上で議案第10号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（望月昭治議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第10号の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

閉 議

午前11時17分

議長（望月昭治議員） 以上で今期臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。
これにて会議を閉じます。

管 理 者 挨 拶

議長（望月昭治議員） 管理者から発言の申出があるので、この際発言を許します。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 令和4年7月組合議会臨時会の終了に当たり、一言御礼を申し上げます。

本日は、ご提案申上げました各議案につきまして慎重にご審議いただき、ご議決を賜り、ありがとうございました。

今年は、6月下旬に観測記録史上最も早い梅雨明け宣言が発表され、その後は電力需給ひっ迫注意報が発令されるなどしておりましたが、本日から戻り梅雨のような天候となり、蒸し暑い日が続く予報となっております。議員各位におかれましては、健康にご留意いただき、引き続き広域行政の発展にご尽力いただきますようお願い申し上げ、お礼のご挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

閉 会

議長（望月昭治議員） これをもって令和4年7月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時19分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議長 望 月 昭 治

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 小 山 久 利

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 中 澤 広 行